

米・ECの独禁協力協定について

——第二世代の独禁協力——

高
島
忠
義

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 一 | はじめに | |
| 二 | 協定成立の経緯 | |
| 1 | EC側の事情 | |
| 2 | 裁判所の審査 | |
| 3 | 理事会の承認 | |
| 三 | 協定の内容 | |
| 1 | 通報制度 | |
| 2 | 情報交換 | |
| 3 | 協議制度 | |
| 4 | 執行の協力及び調整 | |
| 5 | 消極的礼讓 | |
| | | 四 |
| | | 6 積極的礼讓 |
| | | 7 情報の秘密 |
| | | 8 その他の規定 |
| | | 四 協定の運用 |
| | | 1 通報制度 |
| | | 2 執行の協力及び調整 |
| | | 3 消極的礼讓 |
| | | 4 積極的礼讓 |
| | | 5 情報の秘密 |
| | | 五 おわりに |

一 はじめに

ウルグアイ・ラウンド以降、国境を跨いだ経済の自由化が急速に進行している。その結果、各国企業は新しい市場と生産機会をこれまで以上に国外に求めるようになった。しかしながら、経済の国際的自由化とそれに伴う企業活動のグローバル化は、国境を越えた競争問題すなわち国際カルテル、輸出カルテル、巨大企業間の国際的な合併と買収(M & A)、支配的地位の濫用などによる国際的な競争制限問題を従来よりも深刻化する危険性を孕んでいる⁽¹⁾。

現在までのところ、国際的な競争制限行為を包括的に規制する国際法規則すなわち「国際競争法」なるものはまだ存在していない。各国がそれぞれの競争法を個別に適用することによって国際的な競争制限行為に対処しているのが、残念ながら現状である。ところが、各国の競争法には、その規制の程度、適用除外の範囲、実施の手續、違反に対する制裁などの点でかなりの齟齬が見られる。取り分け米国の場合には、同国に特有の制度すなわち司法機関と競争当局の広汎な調査権(在外文書の提出とか国外における証言聴取の命令)、国際礼讓に配慮しない私訴制度、その私訴における三倍損害賠償制度(treble damages)などがある。

米国が、右のような競争法を、後述する効果理論に基づいて国外での外国人の行為に安易に適用しようとすれば、その対象国との間で摩擦が生じるのは必至である。かかる域外適用は、国際法の視点から見ると、他国の国家主権との抵触問題を惹起する。実際に、諸外国は、米競争法の域外適用を自国の主権侵害と捉えて、非常に強く反発した。それが、外交手段を通じた抗議だけにとどまらず、国内文書の提出禁止とか実損額を越える又はそれを含む損害賠償金の返還(いわゆるクローバック条項)を定めた「対抗立法」(blocking legislation)にまでエス

カレートし、米国との間で国際的緊張を昂進していったことは、周知の通りである。⁽²⁾

OECD理事会は、かような国際的対立を緩和すべく、これまでに五回ほど、「国際取引に影響を与える制限的取引慣行（最新版では「競争制限行為」に変更）についての加盟国間の協力」と題した勧告を行っている。その最初の勧告（一九六七年）は、通報、情報交換及び執行措置の調整の必要性を訴えるものであった。⁽³⁾ それ以降の勧告では、協議制度及び制限的取引慣行に関する専門家委員会―一九九五年の勧告では、競争法政策委員会に改称―の調停⁽⁴⁾（一九七三年）、国際礼譲への配慮⁽⁵⁾（一九七九年）といった新しい協力学スキームが逐次追加されている。そして、一九八六年のそれは、これらの実施手続を「指導原則」として具体化すると同時に、上記の協力学スキームと実施手続を取り入れた二国間取極を締結するよう加盟国に勧告した。⁽⁶⁾ その趣旨は、米独（当時は西独）協定⁽⁷⁾（一九七六年）、米豪協定⁽⁸⁾（一九八二年）、米加了解⁽⁹⁾（一九八四年）などの形で結実している。

ただ、右の独禁協力協定⁽¹⁰⁾（本稿では、便宜上「了解」を含む）は、通報と協議を柱とした緩やかな協力制度を定めるにとどまり、基本的に米国の域外管轄権の行使から自国の主権を守るという防衛的、消極的性質の取極にとどまっていた。⁽¹¹⁾ ところが、一九九一年九月二三日にワシントンで署名されたEC委員会と米国政府との独禁協力協定は、OECDの勧告内容にほぼ沿ったもので（調停制度を除く）、国際的な競争制限行為を規制するための包括的且つ積極的な協力体制をビルト・インした画期的取極であった。⁽¹²⁾ さらに、当該協定には、一九九〇年代に入って急増する国際的な企業合併を視野に入れた規定も盛り込まれており、OECDの新しい勧告（一九九五年）に取り入れられている。⁽¹³⁾ 本稿では、かような新しい世代の独禁協力協定の特徴を明らかにすると同時に、その問題点をも指摘したいと思う。

(1) COM (96) 284 final, 18 June 1996, p. 3.

- (2) 拙稿「ローチュス号事件判決の再検討(二・定)―『陸の規則』の視点から―」法学研究(慶應義塾大学)第七巻五号三五一―三六頁を参照。
- (3) OECD, C (67) 53 (final), 5 October 1967.
- (4) OECD, C (73) 99 (final), 3 July 1973.
- (5) OECD, C (79) 154 (final), 25 September 1979.
- (6) OECD, C (86) 44 (final), 21 May 1986, reprinted at *International Legal Materials* (hereinafter cited as *I. L. M.*), Vol. 25, 1986, pp. 1629-1635.
- (7) Agreement between Federal Republic of Germany and United States relating to Mutual Cooperation regarding Restrictive Business Practices, reprinted at *I. L. M.*, Vol. 15, 1976, pp. 1282-1287.
- (8) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of Australia relating to Cooperation on Antitrust Matters, reprinted at *I. L. M.*, Vol. 21, 1982, pp. 702-709. 当該協定はハント・ウム国際カルテル事件等を契機に締結されたもののべ、オーストラリア政府は、かかる私訴において国際礼讓が配慮される制度を協定に盛り込むように主張した。それは、具体的には、反トラスト私訴において、米国の外交に与える影響を記述した「法廷の友」としての陳述書(Amicus Brief)を米競争当局が裁判所に提出するといふものであった。協定の第六条は、かようなオーストラリア政府の要求を反映した条項であり、「同政府にとって」「最も重要な規定」と位置付けられている。James W. King, A Comparative Analysis of the Efficacy of Bilateral Agreements in resolving Disputes between Sovereigns arising from Extraterritorial Application of Antitrust Law: the Australian Agreement, *Georgia Journal of International and Comparative Law*, Vol. 13, 1983, p. 64.; Stephen D. Ramsey, United States-Australian Antitrust Cooperation Agreement, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 24, 1983, pp. 151-154 and 159.
- (9) Memorandum of Understanding between the Government of the United States of America and the Government of Canada as to Notification, Consultation and Cooperation with respect to the Application of National

- Antitrust Laws, reprinted at *I. L. M.*, Vol. 23, 1984, pp. 275-281. 米国とカナダ間の独禁協力は一九五九年のフルトン (Fulton) ・ロジャー (Roger) 合意 (一九六九年に改正) 以来「了解」という形式の下で行われており、通常の国際協定とは異なる (了解の第一二節)。一九八四年の了解に至るまでの経緯とその内容については Gary E. Dyal, The Canada-United States Memorandum of Understanding regarding Application of National Antitrust Law, *Northwestern Journal of International Law & Business*, Vol. 6, 1984-1985, pp. 1065-1095 を参照。なお、この了解においても、ウラニウム国際カルテル事件の苦い経験から、反トラスト「私訴への米国政府の参加」(第一二節)が盛り込まれている (Ibid., pp. 1091-1093)。
- (10) 二国間の独禁協力協定は、これら以外にも、オーストラリアとニュージーランド、一九八四年五月二九日にドイツとフランス (*I. L. M.*, Vol. 26, 1987, pp. 531-535) 間でも締結されている。
- (11) James W. King, op. cit., p. 70.
- (12) Agreement between the Government of the United States of America and the Commission of the European Communities regarding the Application of their Competition Laws, reprinted at *I. L. M.*, Vol. 30, 1991, pp. 1487-1502. 本協定に関するテキストは Marian Nash, EC-U. S. Cooperation in Antitrust Matters, *American Journal of International Law*, Vol. 86, 1992, pp. 119-124 以外に、山田弘「米・EC独禁協定の概要と特徴」公正取引第四九五号所収、須網隆夫「EC・アメリカ独禁協力協定の締結」法学セミナー第四四九号一八一―一九頁、村上正博「競争法の国際的執行体制一・二(完)」貿易と関税一九九九年四月及び同五月号所収及び同「競争法に関する二国間協定と国際的執行体制」シュリスト第一一六〇号八四―九〇頁を参照。
- (13) OECD, C (95) 130 (final), 27/28 July 1995, reprinted at *I. L. M.*, Vol. 35, 1996, pp. 1313-1321.

二 協定成立の経緯

米国とEC間の独禁協力協定は、米国が最初に締結した西ドイツとのそれから数えて一五年も経過した後⁽¹⁾に署名された。ここでは、EC委員会が一九九一年になって漸く米国との独禁協力協定の締結に踏み切った事情を明らかにしたいと思う。また、本協定は署名直後に発効する予定であったが、その施行は大幅に遅れることになった。フランス政府がEC委員会の締結した本協定の「無効」の宣言を求めて、欧州司法裁判所に提訴したからである。同裁判所の判決により、本協定の協力スキームは一定の修正を余儀なくされた。

1 EC側の事情

米国は、国際的な競争制限行為を実効的に規制するために、従来からOECD理事会の勧告内容に沿った二国間協力協定の締結を各国に求めてきた。しかし、EC委員会（以下、単に委員会として参照）が、従来のようなOECD勧告に基づく非公式且つ任意的な独禁協力方式を条約化する意思を明らかにしたのは、一九九〇年末に開かれた米国政府との会合の場であった。何故、委員会は、この時期になってかような意思を表明するに至ったのであろうか。委員会が米国との独禁協力協定の締結に踏み切った背景には、欧米における企業活動の国際化の進展に加えて、次のような二つの事情が存在していた。

第一は、一九八八年九月二七日に欧州司法裁判所が下した木材パルプ事件判決である⁽¹⁾。この事件では、同裁判史上初めて「域内企業と法的連結素有しない域外企業に対するECの管轄権」問題が俎上にのぼることになったが、裁判所は、域内に直接販売する域外の二六企業（カナダ、米国及びフィンランド）と一事業者団体（フィン

ランド）に対してECの競争管轄権が及ぶことを明らかにした。このような域外管轄権の行使を根拠付けた法理は、いわゆる実行理論（implementation theory）と呼ばれるものであった。その特徴は、競争制限行為が「形成」された場所よりも、それが「実行」された場所を管轄権の基礎として重視する点にある。この理論は、管轄権の地理的適用範囲をあくまで属地主義（客観的属地主義）の枠内にとどめようとするものであるが、米国の効果理論との具体的な相違点は必ずしも明確でない。ただ、それがECの管轄権の地理的適用範囲について同裁判所がこれまで採用してきた法的枠組（いわゆる経済的一体性の理論⁽²⁾）を越えて、域外管轄権の範囲を従来よりも拡大したことは間違いない⁽³⁾。そのことは、ECの競争管轄権が他の諸国取り分け米国のそれと抵触する可能性を非常に高めることになった⁽⁴⁾。

第二は、EC理事会が一九八九年二月二日に採択した企業集中規則⁽⁵⁾である。EC（当時はEEC）設立条約以下、ローマ条約として参照上の競争規則は、競争制限的な企業間協定などの規制（第八五条）と支配的地位の濫用の規制（八六条）を柱としており、企業集中に関する規定を欠いていた。右の理事会規則第四〇六四／八九号は、こうしたローマ条約の欠缺を埋めるもので、企業集中の規制権限を委員会に与えている。その結果、合併又は買収（以下のところでは、単に合併として参照）を行う予定の企業から提出された届出の審査は、委員会自身が行うことになったのである。

以上に述べたような事情により、委員会は、本協定の締結を通じて、米競争当局との従来の非公式且つ任意的な協力関係を「より積極的で革新的な内容」の条約に基づく公式且つ法的なそれに転化する必要に迫られたわけである。

2 裁判所の審査

委員会は、一九九一年七月に起草を終了した協定草案を各構成国の競争当局に送付し、同年九月五日に全構成国の意見を聴取するための会合を開催した。ところが、その会合の場において、一部の構成国から当該協定に関する委員会の締結権限について強い疑念が表明された。そして、これら諸国は、この問題を構成国の専門家から成る作業グループで検討するように要求したのである。しかしながら、委員会の競争担当コミッショナーの強い反対によって、四日後に開かれた作業グループの会合では協定の技術的側面だけが議論されるにとどまった。作業グループにおける議論の成果を取り入れた協定案が委員会によって承認されたのは、その翌日のことである。ただ、委員会の当該決定は全く公表されず、構成国政府にも知らされなかった。

こうした協定の起草過程における委員会と一部構成国との確執は、同年九月二三日の協定署名以降も尾を引くことになる。フランス政府が、同年一月一六日、スペイン及びオランダ両政府の支持を得て、当該協定の「無効」の宣言を欧州司法裁判所に請求したのである。その主要な請求原因は、ローマ条約が委員会に当該協定の締結権限を認めておらず、かかる協定の締結は委員会の権限逾越にあたるというものであった。⁽⁶⁾ 本件に関連したローマ条約の規定は、ECの一般的な条約締結手続を定めた第二二八条である。それによると、ECが第三者（第三国又は国際機関）と協定を締結する権限は、「この分野において委員会に与えられた権限を留保」して理事会に帰属し、委員会は単にその交渉権限をもつに過ぎなかった。かような規定があるにも拘らず、委員会は、本協定の締結権限を有する旨を強調した。委員会の主張とそれに対する裁判所の判断を敷衍すると、以下のようなことになるであろう。

先ず、委員会は、本協定が同条に言う「協定」(agreement)に該当せず、自らが締結権限を有する「行政取極」

(administrative arrangement) 又は「行政協定」(executive agreement)の範疇に属すると主張した。その理由は、本協定の不履行がECに法的責任を発生させず、単にその終了をもたらずに過ぎないこと(協定の第一条二項)、本協定を現行のEC法と抵触したりそれを変更するように解釈できないこと(同九条)に求めている⁽⁷⁾。しかしながら、裁判所は、協定が法的効果の発生を意図していることがその条文中から明らかであること、ローマ条約の第二一〇条によって国際法人格を認められた共同体(EC)だけが協定の当事者適格を有していることを指摘して、右の主張を認めなかった。判決によれば、本協定は、正しく「国家と国際機構間又は国際機構相互間の条約法に関するウィーン条約」の第二条一項a(i)に定義された「国家と国際機構の締結した国際協定」に該当すると言う⁽⁸⁾。

次に、委員会は、たとえ本協定がローマ条約第二二八条上の「協定」であるとしても、それが同条に定めた理事会と委員会の権限配分の「例外」に含まれると主張した。同条は、条約の一般的な締結権限を理事会に委ねているが、こうした理事会の権限を絶対的、排他的なものとせず、例外的に「この分野において委員会に与えられた(vested)権限」を留保しているからである。委員会は、本協定がこの例外的留保に含まれると述べた。その論拠としては、①当該部分のフランス語版では「与えられた」(attribuées)という文言ではなく「認められた」(reconnues)という表現が充てられており、前者が条約によって付与された権限を指すのに対して、後者には機構の慣行を通じて認められた権限が含意されていること、②ユーラトム設立条約では、実施に際して理事会の行為を必要とせず且つ共同体に財政的負担をかけない協定については委員会に締結権限が認められており(第一〇一条三節)、この方式がローマ条約にも類推適用できること、③競争分野の規制権限が専ら委員会に委ねられていること、の三点が挙げられている。

裁判所は、先ず最初の点について、ローマ条約の第四条一項二節により、ECの各機関は「この条約により与えられた権限の範囲内」でしか行動できないこと、英語版で使用されている“vested”の文言には、慣行により「認められた」というよりも条約によつて「与えられた」という意味が強いこと、単なる条約締結後の慣行では条約の規定を変更することができないことを指摘して、委員会の主張を退けた。また、ユーラトム設立条約第一〇一条三節からの類推については、同条約とローマ条約が同時に交渉され且つ同じ日に署名されていることから、もし条約文の起草者が同じ権限を委員会に付与するつもりであれば同一の規定を置いたと考えられるとして、その可能性を否定した。さらに、競争分野における委員会の排他的権限については、委員会が同分野で有する内部的権限がどうであれ、それが「ローマ条約第二二八条に定めた国際協定の締結に関する共同体機関間の権限配分を変更するものではない」と判示した。⁽⁹⁾

かくして、裁判所は、一九九四年八月九日の判決において、委員会が本協定の締結権限を有しないとすするフランス政府などからの請求を認容し、委員会による本協定の締結行為を「無効とする」(void) 旨を宣言した。

3 理事会の承認

裁判所による「無効」の宣言に対して、委員会は、それによつて協定自体が無効になるわけではなく、単にその締結行為だけが無効になるという立場を取った。⁽¹⁰⁾ その根拠として挙げられたのは、条約法に関するウィーン条約の第四六条である。同条によると、「条約に拘束されることについての同意が条約を締結する権能に関する国内法の規定に違反して表明された」場合であっても、当該国は、かかる違反が「明白」(manifest) でない限り、それを条約の無効原因として援用することができない。委員会は、裁判所による本件の審査が約三年もの歳月を

要したことから、本協定については違反の「明白」性の要件が妥当せず、したがってECは国際法に従って本協定に拘束されることを力説した。

もしそれが認められるならば、残された問題は、EC法上の手続的瑕疵をどのようにして治癒するかである。委員会の考えた解決策は、協定の第一条二項に従って協定を終了させるか又は理事会が協定を承認するかのいずれかであった。もちろん、委員会が理事会に提案した解決策は、当該協定がECにもたらす利益に照らして後者を選択するというものであった。⁽¹¹⁾ 合わせて、委員会は、協定の締結権限を有する機関がECについては理事会であるとしても、ECS C（欧州石炭鉄鋼共同体）については、判例上「委員会」であることを指摘した。そうだとすると、本協定の承認は両機関によって共同で行われなければならないであろう。

右のような提案は理事会の受け入れるところとなり、一九九五年四月一〇日の理事会及び委員会の共同決定⁽¹²⁾によって協定は「承認」され（決定の第一条）、それが署名当初すなわち一九九一年九月二三日から有効であることが確認された（同二条）。しかしながら、EC側の協定当事者が変更されたことにより、協定文の一部を修正する必要が生じた。かかる修正は、それを盛り込んだ「解釈に関する交換公文」⁽¹³⁾を協定に付属させるという方法で行われることになり、協定の冒頭部分と最終部分にある署名機関が従来のEC委員会から「EC（European Community）及びECS C」へ、また協定のタイトルと前文第二節における「EC委員会」が右の両共同体を含む「EC」（European Communities）へと修正されることになった。

したがって、協定文だけを見ると、裁判所の無効判決に伴う修正は形式的な部分にとどまり、その実質的内容にまで及んでいるわけではない。だが、委員会は上記の提案を認めてもらう代わりに、理事会に対して、米国との独禁協力における構成国の権限強化に繋がる重大な譲歩をせざるを得なかった。その内容は、委員会が上記の

提案を理事会に対して行う際に発表した「透明性に関する声明」(Statement on Transparency)と上記の交換公文に付された「解釈声明」(Interpretative Statements)に盛り込まれている。これらの声明の企図するところは、委員会に課せられた情報の守秘義務をより一層強化することであり、委員会が調査又は手続の過程で入手した情報を「その情報提供者の明示的同意」(express agreement of the source concerned)なくして米国に提供できないこと、また委員会と米国政府が協定に基づいて相互に入手した情報を「その情報提供者の明示的同意」なくして第三者に開示できないことが、協定第八条の一項と二項にそれぞれ含意されているものと見なす。そして、委員会は、それを担保するために、①米国政府との間で相互に行った「通報」及び執行措置に関連して実施した「協力及び調整」をそれによって「利益に影響を受ける」構成国に通知する義務と、②米国の競争当局との間で年に二回ほど開かれる定期会合の終了後、そこで交換した情報を政府競争専門家委員会 (Committee of Government Competition Specialists) に通知する義務を負うことになった。

- (1) 拙訳「木材パルプ事件に関する欧州司法裁判所判決―E.C.競争法の域外適用問題―」法学研究(慶應義塾大学)第六八巻七号一二五―一六六頁を参照。
- (2) 欧州司法裁判所が国際染料カルテル事件判決(一九七二年)とかコンチネンタル・カン事件判決(一九七三年)などにおいて採用した経済的一体性の理論(the economic unity theory)とは、域内子会社に対する域外親会社の指示権に基づいた「企業集団の一体性」(the unity of the group)を根拠にして、前者の域内行為の責任を後者に帰属させるというものであった。
- (3) 木材パルプ事件判決が、実行理論をあくまで「属地主義」の枠内に位置付けていること(前掲拙訳の一六四頁)、本件に関連してダルモン法務官の提案した「制限的效果」理論(同一五一―一五二頁を参照)に全く触れていないことなどから見て、効果理論とは一線を画す意図が裁判所にはあったものと思われる。

- (4) 他方、近年の米連邦裁判所も、従来のティンバレン事件判決のような国際礼让の原則に基づいた自己抑制を放棄し、より積極的に域外適用を容認しようとする姿勢を打ち出している。例えば、連邦最高裁判所は、ハートフォード火災保険会社事件判決（一九九三年）において、「真正の抵触」(true conflict)が存在しない限り礼让分析を行う必要がないと判示し、効果理論への復帰を示唆した。拙稿「ハートフォード火災保険会社事件について」愛知県立大学外国語学部紀要（地域・国際学編 第三一号（一九九九年）所収を参照。そして、この判決理論は、従来のような民事事件だけでなく刑事事件（シャーマン法に基づく刑事訴追事件）にも拡大適用されている。小原喜雄「ファクス用紙の国際および輸出カルテル刑事事件に関する北米競争法の域外適用」公正取引第五七三号所収を参照。
- (5) Council Regulation 4064/89 on the control of concentrations between undertakings, 1990, *O. J. L* 257/14. 当該合併規則の邦語訳については、澤田壽夫編集『解説・国際取引法令集』（三省堂）の概要については、山本哲三「EC合併規制法―成果と展望―（上・下）」公正取引第四九五号・第四九六号所収及び正田彬『EC独占禁止法』（三省堂）二二二―二七六頁を参照。
- (6) *O. J. C* 28/06, 5 February 1992.
- (7) French Republic v. EC Commission, Case C-327/91, *Report of Cases before the Court*, 1994, pp. 3673-3674. 委員会は、行政協定の特徴として、①協定に基づく国際公法上の義務が限定されているために、委員会だけでそれを完全実施できること、②予算の範囲内で実施可能なこと、③協定不履行に対する国際法上の責任が単なる協定の終了にとどまり、共同体自体に帰責しないことの三点を挙げつつある (*Ibid.*, pp. 3658-3659)。
- (8) *Ibid.*, p. 3674.
- (9) *Ibid.*, p. 3675-3678.
- (10) *COM (94) 430 final*, 12 October 1994, in *XXIVth Report on Competition Policy 1994*, p. 614.
- (11) *Ibid.*
- (12) Decision of the Council and the Commission of 10 April 1995, *O. J. L* 95/145.
- (13) Corrigendum to Decision 95/145, *O. J. L* 131/38.

(14) *Ibid.*

三 協定の内容

経済の国際的自由化と企業活動のグローバル化に伴って、競争法の「健全且つ実効的な執行」が各当事者の市場と通商にとって重要な課題となってきた（協定の前文）。しかし、このことは、それぞれの競争管轄権の抵触に起因した国際的対立をより、一層深刻化する危険を内包している。本協定は、かかる認識に基づき、両競争当局間の協力と調整を通じて管轄権の抵触に起因する「当事者間の紛争の可能性とその影響を小さくすること」を目的としている（第一条一項）。協定の中には、そのためのさまざまな協力手続と紛争回避のメカニズムが導入されており、従来の独禁協力協定とOECD勧告には見ることのできない新機軸もそこには含まれている。

1 通報制度

第二条一項によると、当事者は、自らの執行措置（審査又は手続）が他方の当事者の「重大利益」（important interests）に影響を及ぼすおそれがある場合、後者に通報することになっている。ここでの通報は、一方の当事者の執行措置が他方の当事者の重大利益に影響を及ぼした時点ではなく、それ以前の「おそれ」がある段階で行われるもので、一種の「警報制度」（alert system）として捉えることができよう。協定には、通報が「適当」な執行措置の事例として、①他方の当事者の執行措置に関連している場合、②他方の当事者の域内で重要部分が行われた競争制限行為（合併を除く）に関する場合、③合併に関係した一以上の企業が他方の当事者の法律に基づ

いて設立されている場合、④他方の当事者が要求、奨励若しくは承認した行為に関する場合、⑤他方の当事者の域内行為を重要な点で要求又は禁止する是正措置に関する場合が掲げられている。ちなみに、③と⑤は、従来のOECD勧告と独禁協力協定には見られない項目で、一九九五年の新OECD勧告の中に取り入れられている。

通報の時期については、一方の当事者の執行措置によって「重大利益」に影響を受けるおそれのある他方の当事者してみると、できる限り早期に、できれば前者が調査を行う前に通報されることが望ましいであろう（一九八六年のOECD勧告）。しかし、執行措置を取る方の当事者からすると、調査前に通報することは情報の漏洩によって当該活動に支障をきたす危険性を伴う。協定が採用したのは後者の立場で、調査の段階から異議申立又は和解までの間に通報すれば良いことになった。なお、合併の通報時期については、その行政・審査手続が通常の競争制限行為の場合と異なることから、同条三項に特別の規定が置かれている。それによると、米国については、合併案に関する追加書類の請求（届出から三〇日以内）から異議申立又は和解の前まで、ECに関しては、予備審査後の官報での公表から合併の可否決定までの間に通報が行われることになっている。

2 情報交換

両当事者は、自己の有する情報を相互に交換することが「共通の利益」になることを認め（第三条一項）、他方の当事者の審査対象になっている競争制限行為について情報を有する場合には、それを自発的又は要請に基づいて提供することに合意した（同三項及び四項）。しかし、協定の交渉中、相互に交換される情報の範囲について、委員会から問題が提起された。それは、委員会の競争管轄権がECの経済全般に及ぶのに対して、米国ではさまざまな経済部門が異なる競争当局によって規制されているために、両者間で交換される情報の範囲に不均衡が生

じるおそれがあるという問題であった。⁽¹⁾

右のような不均衡を是正するために挿入された規定が、第二条五項である。その内容は、米競争当局が EC の重大利益に影響を与えるおそれのある事案の行政・司法手続に介入又は参加する場合、委員会に通報するというものであった。例えば、米競争当局が裁判所に「法廷の友」として提出した陳述書 (Amicus Brief) などは、こうした通報の対象になるであろう。従来の独禁協力協定で手続への競争当局の介入又は参加自体を通報の対象としたものはなく、本協定が初めてである。

また、両当事者の競争当局は、①現在検討又は実施している執行措置とその優先順位に関する情報交換、②双方が関心を持つ経済部門の情報交換、③現在検討中の政策変更に関する議論、④競争法の適用に関連した問題の討議を目的として、一年に少なくとも二回ほど会合を開くことになった(同条二項)。これまで非公式に開かれていた両者間の会合は、今後は「公式」のものとなり、その最初の会合が一九九一年一月に開かれている。こうした定期会合も本協定によって初めて明文化されたもので、両当事者間のコミュニケーションに確実性と継続性をもたせることになるう。

3 協議制度

各当事者は、他方の当事者から協議の要請を受けた場合、直ちにそれに応じなければならない(第七条一項)。実際の協議は、協定に盛り込まれた協力の諸原則を考慮に入れながら(同条二項)、競争当局のトップを含む「適当なレベル」で行われる(同条一項の後段)ことになっている。本協定の協議制度については、従来の独禁協力協定と OECD の勧告を参照しながら、次の二つの点を指摘しておきたい。

第一は、本協定に基づく協議の対象事項が極めて広範囲に及ぶことである。OECDの勧告（I・B・3・a）と従来の独禁協力協定（米独協定の第四条二項、米豪協定の第一条、米加了解の第四節）では、当事者が他方の当事者の執行措置によって重大な影響を受ける場合にのみ協議を要請できるとどまっていた。しかるに、ここでの協議は「本協定に関連したあらゆる事項」（any matter related to this Agreement）を対象としており、OECDの勧告と従来の独禁協力協定よりも広い範囲をカバーしていると言えよう。

第二は、当事者に課せられた義務の範囲についてである。第七条が当事者に課している義務は、協議の要請に早急に応じること及び協議に際して協定の協力原則を考慮に入れることにとどまり（手続上の義務）、協議の結果として合意すること（結果の義務）まで要求しているわけではない。つまり、当事者は「相互に満足な解決に到達するために協議を迅速に終了させる努力」義務を負うに過ぎないのである（第七条一項）。この点についてはOECDの勧告も同様で、協議に際して「相手国の利益と立場」を誠実に考慮した上で、「それぞれの関係利益に照らして相互に受諾可能な解決策を見い出す努力」を加盟国に求めているに過ぎず、最終的な決定権を各加盟国に委ねたままである。米豪独禁協力協定はそのことを明文化しており、誠実な努力を尽しても協議が失敗に終わった場合には自国の利益を守るために必要な措置を取る権利を各当事者に留保している（第四条二項）。

4 執行の協力及び調整

企業活動の国際化に伴って、国際カルテルなど国境を越えた競争制限行為が増大しつつある。また、近年のように国際的な企業合併が活発に行われるようになると、両当事者の競争当局が同一の合併案を審査するといった事態もかなり増加するであろう。こうした管轄権の競合が発生する「関連情況」（related situations）の増加は、

一方の当事者が自らの競争法を域外適用し、他方の当事者がその対抗措置を取ることによって、両者の対立が尖鋭化する危険性を増大させる。

第四条は、こうした事態に対応しようとするもので、両当事者の管轄権が競合する場合、両競争当局がそれぞれの執行措置を「調整」し、一方の競争当局が他方のその執行措置を援助することを求めている。それにより、両当事者としては、相互間の紛争を回避しながら、費用とか情報収集の面でより効率的に執行措置を取ることができるというわけである。ただ、実際の調整方法については、同条二項に例示された経済効率とか調整の効果といった諸要素を勘案しながら、一方の当事者が主導的に執行措置を取って他方がそれを側面から援助する方法とか、特定の執行措置を各当事者の競争当局に配分して合同で競争法を適用するといった方法が採られることになるであろう。

かかる協力・調整のメカニズムは、OECDの一九八六年勧告（I・A・1・b）とか米独協定の第二条五項及び第四条二項などにも見い出すことができる。しかしながら、前者は、可能な限り手続上の調整を行うように努力することを加盟国に求めているに過ぎず、また後者も「調整の可能性」に関する協議を当事者に要求するだけの極めて簡略なものであった。本協定の第四条は、それらと比較して、かなり詳細な協力・調整のメカニズムを明記している点に特徴がある。

ただ、このメカニズムには、次のような二つの問題点が内在している。先ず第一は、調整が各当事者の法律、重大利益及び資金の許容する範囲内でのみ行われることである（第四条一項）。当事者には、何時でも相互調整の取極を終了し、個別に独自の執行措置を取る権利が留保されている（同四項）。第二は、両当事者の合併規則が煩瑣な行政・審査手続を定めて、それぞれの手続に厳しい時間的制約を課している点である。その結果、合併を

めぐる競争当局間の調整は、こうした手続上の時間的制約の中で行われなければならない、いずれかの競争当局の手続が遅れてしまうと全く調整ができない事態を招く可能性がある。

5 消極的礼讓

米国による自国競争法の域外適用は、いわゆるアルコア事件の控訴審判決（一九四五年）において米連邦裁判所が確立した理論⁽²⁾、すなわち米国の領域内に効果を発生することを意図し且つ実際にそれを発生した国外行為に対して米国が管轄権を有するという法理に基づいて行われた。ところが、この「効果理論」(effects doctrine)は、積極的な域外管轄権の行使に起因する深刻な国際的対立を招来したことから、「他国の利益に配慮していない」点を厳しく批判されるようになった。米連邦裁判所がティンバレン事件控訴審判決⁽³⁾（一九七六年）において採用した「利益衡量アプローチ」（抵触法的アプローチとも呼ばれる）は、こうした批判を反映したものである。これは、ブリュスター（K. Brewster）の言うところの「管轄権に関する合理の原則」(jurisdictional rule of reason)を取り入れた法理で、国家が実際に管轄権を行使するためには効果の基準を充たしている（必要条件）だけでは不十分で、「国際的な礼讓と公正」の観点からそれを行使すべきかどうかを事件毎に関連要素を衡量して決定する（十分条件）というものであった。

国家管轄権の抵触に起因する国際的対立を国際礼讓の原則によって緩和しようという試みは、一九八六年のOECD勧告にも見い出すことができる。それは、国内法の一方的な域外適用問題について国際礼讓の原則を適用し、加盟国に「節度と自制」(moderation and self-restraint)を求めるというものであった（前文）。本協定の第六条は、こうした国際礼讓の原則を定式化した規定であり、一方の当事者の執行措置が他方の当事者の重大利益に

影響を与える場合には、その全部又は一部を抑制するように求めている。

実際に当事者が国際礼讓に基づいて管轄権の行使を抑制するかどうかは、各当事者の「競合利益」(competing interests)を比較衡量して判断することになる。同条三項には、その際に考慮に入れるべき一般的な「関連要素」(relevant factors)として、以下のような項目が列挙されている。

- (a) 他方の当事者の域内行為と比較した、執行措置を取る当事者の域内行為に含まれた競争制限行為の相対的重大性、
- (b) 執行措置を取る当事者の域内の消費者、供給者若しくは競争者に影響を与えるという、競争制限行為に従事する者の意図の存否、
- (c) 他方の当事者の利益への影響と比較した、執行措置を取る当事者の利益に対する競争制限行為の影響の相対的重大性、
- (d) 執行措置によって促進されるか又は頓挫するという合理的期待の存否、
- (e) 執行措置と他方の当事者の法律又は明晰な経済政策との抵触又は一致の程度、
- (f) 同一の者に対する他方の当事者の執行措置(かかる措置から生じる判決又は申し出を含む)が影響を受ける程度。

国際礼讓の原則を明記した規定は従来の独禁協力協定にも見られたが(米豪協定の第二条五・六項、米加了解の第六・七節)、本協定のように、その適用のための関連要素まで明文化して⁽⁴⁾いたわけではなかった。この点で、右の条項は、委員会と米競争当局が利益衡量アプローチとその関連要素を共有することを明らかにした点で重要な意味を持っている。ちなみに、右の関連要素における最初の五要素は、米司法省反トラスト局が「国際的事業

活動に関する反トラスト執行ガイドライン」(一九八八年)の中で提示した礼讓分析の衡量要素とほぼ同一である。⁽⁵⁾そして、最後の要素は、一九八八年のガイドラインには存在しなかったが、「本協定の検討に由来する」ものとして逆に新ガイドライン⁽⁶⁾(一九九五年)の中に取り入れられている。

6 積極的礼讓

右の第六条では、一方の当事者の執行措置が他方の当事者の重大利益に影響を与える事案が問題になった。しかし、それとは正反対の事案、すなわち一方の当事者の重大利益に影響を与える競争制限行為が他方の当事者の域内で行われたにも拘らず、後者が何ら是正措置を講じない場合も考えられる。第五条は、OECDの勧告(I・B・4)に従って、このようなケースに対応するための協力手続を定めたものである。

第五条の二項によると、一方の当事者は、他方の当事者の域内で行われた競争制限行為が自らの重大利益に影響を与えると考えた場合、後者にその旨を通報して適当な執行措置を取るよう要請することができる。第五条は、第六条と同じように国際礼讓への配慮を求めた規定であるが、それとは基本的に異なっている。第六条が他方の当事者に自己抑制又は不作為を要求するのに対して、第五条は、他方の当事者に積極的行為を要請するものだからである。前者が「伝統的礼讓」(traditional comity)又は「消極的礼讓」(negative comity)の原則、後者が「積極的礼讓」(positive comity)の原則と呼ばれるのは、こうした相違を反映している。

積極的礼讓を実施する手続は、以下のように定められている。被要請当事者は、要請当事者との討議を経て実際に執行措置を取るかどうかを検討し、その結論及び執行措置を講じた場合にはその結果を通知する(同条三項)。こうした手続は、これまでも日米間などで非公式に実施されてきたが、本協定によって初めて明文化され

ることになった。このことは、法的に重要な意味を持っている。一方の当事者には、他方の当事者に対して執行措置を取るように要請する「法的権利」が認められたことになり、後者には、かかる要請を検討する「法的義務」が課せられることになったからである。

もっとも、要請を受けた当事者には、「通報された競争制限行為に対し、自らの競争法と執行政策に基づいて執行措置を取るかどうかを決定する裁量権」が残されている点に留意しなければならない（同条四項の前段）。つまり、被要請当事者は、受けた要請を誠実に検討する義務を負うにとどまり、それに対応して実際に執行措置を取る義務まで課せられているわけではない。他方、通報した当事者自身についても、他方の当事者の域内で行われた競争制限行為に対して独自の執行措置を取る権限が留保されている（同後段）。

7 情報の秘密

本協定の協力スキームがうまく機能するためには、各当事者からの情報提供がスムーズに行われなければならない。しかしながら、第八条一項によると、各当事者は、自らの法律によって禁止されているか又は自らの重大利益に反する場合には、他方の当事者からの情報提供の要請に応じなくても良いことになっている。また、その二項によると、当事者は協定に基づいて他方の当事者から提供された情報の秘密性（confidentiality）を最大限に保証し、情報を提供した当事者が認めない限り第三者からの開示申請を拒否しなければならない。ちなみに、競争上の情報開示を制限した各当事者の法律としては、以下のようなものがある。⁽⁷⁾

先ず、米国においては、反トラスト民事手続法の第一三一条乃至第一三十四条、連邦取引委員会法の第六条と第二一条並びにハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法の第七A条hなどが競争上の情報の守秘義務を

定めている。これらの法律によって、競争当局が職務上知り得た情報は情報公開法 (Freedom of Information Act) の適用除外となり、行政的、司法的手続に関連する場合であっても情報提供者の同意なくしては公表することができない。なお、外国の競争当局への情報提供に関しては、一九九四年に「国際反トラスト執行援助法」(International Antitrust Enforcement Assistance Act of 1994) が採択されている。この法律は、独禁協力協定に基づいて外国の競争当局へ調査上の秘密情報を提供する権限を司法長官と連邦取引委員会に与えるものであった。ところが、ここにも秘密保持の観点からの制限が付されている。それによると、①クレイトン法の第七A条(ハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法による追加)に基づいて提供された反トラスト証拠、②大陪審に付託された事案で、連邦法によって開示を禁止された反トラスト証拠、③国防又は外交政策に係わる反トラスト証拠、④核物質に関連する反トラスト証拠については、外国の競争当局への提供を禁止される(第五条)。

次に、ECについては、理事会規則第一七/六二号によって、委員会が、調査及び審査の過程で構成国の競争当局又は企業から入手した個別の情報を開示できないことになっている(第二〇条)⁽¹⁰⁾。同じような「職務上知り得た情報の守秘義務」(professional secrecy)は、合併に関する理事会規則第四〇六四/八九号にも謳われており、それ以外にも、海運への競争法の適用に関する理事会規則第四〇五六/八六号の第二四条、空輸事業への競争規則の適用手続に関する理事会規則第三九七五/八七号の第一七条、陸上及び水路輸送への競争規則の適用に関する理事会規則第一〇一七/六八号の第二七条、農産物の生産・取引への競争規則の適用に関する理事会規則第二六/六二号の第一条などに盛り込まれている。

これらの守秘義務から免除されるためには、米国の上記法律と委員会の解釈声明に従って情報提供者の同意が必要である。したがって、協定の定める協力体制がうまく機能するかどうかは、両当事者の競争当局が情報提供

者から守秘義務に関するウェーバーを取得できるかどうかにかかっていると言っても過言ではないであろう。⁽¹¹⁾

8 その他の規定

上記以外では、次の二つの規定を説明しておく必要がある。先ず最初は、協定が両当事者の現行法と抵触するように解釈されたり、それらの法律の変更を要求するように解釈されてはならないことを明記した第九条である。当初は本協定を行政協定と位置付けて、委員会がEC側の当事者になっていたことから、このような規定が挿入された。委員会には理事会と違って規則制定権が与えられておらず、そのために協定の規定はECの現行規則から逸脱できないと考えられたのである。

次は、協定全体の「見直し」(review)を定めた第一一条三項である。それによると、両当事者は、協定の発効から二四ヶ月以内に、協定の運用経験を踏まえて協定に基づく協力の体制及び分野などを再検討することになっていた。ところが、かかる見直し作業は、協定が当初のシナリオ通りに施行されなかったために、予定通りには行われていない。もともと、委員会は、「国際的競争問題を有効に処理するために競争当局間の協力を強化する必要性」⁽¹²⁾を十分に認識しており、また米国でも、前述のような国際反トラスト執行援助法が協定署名後に採択されたことから、協定を見直す環境は整っていると言えよう。現に、後述するような積極的礼讓に関する規定をより明確にした協定が両当事者間で一九九八年に締結されている。

- (1) COM (94) 430 final, p. 616.
- (2) United States v. Aluminum Co. of America, 148 F. 2d 416 (CA2 1945).
- (3) Timberlane Lumber Company v. Bank of America (9th Cir. 1977).

- (4) 米国政府とカナダ政府は、一九九五年八月に「競争法及び欺瞞的取引行為法の適用協定」を締結した (*U. L. M.*, Vol. 35, 1996, pp. 309-323)。当該協定(従来の了解と違って「条約」の法形式を採用)の第六条にも消極的礼讓原則と利益衡量アプローチが規定されているが、同五項に掲げられた「関連要素」には、米・EC協定には存在しなかった、①人(法人を含む)が両当事者の対立的要求の下に置かれるかどうか、②関連資産の所在地、③是正措置が実効性をもつために他方の当事者の領域内で執行されなければならない程度―の三要素が追加されている。
- (5) 協定の関連要素には、一九八八年のガイドラインに存在した「行為に関係する者又はその影響を受ける者の国籍」という要素は含まれていない。同ガイドラインの関連要素については、野木村忠邦「米国司法省反トラスト局『国際的事業活動に関する反トラスト執行ガイドライン』の翻訳と解説(三)」日本法学第五六巻四号一五五頁を参照。
- (6) 1995 Antitrust Enforcement Guidelines for International Operations, reprinted at *U. L. M.*, Vol. 34, 1995, pp. 1080-1114. なお、新ガイドラインに追加された「同一の者に対する他国の執行措置(是正措置を含む)が影響を受ける程度」及び「米国の執行措置と比較した外国の執行の実効性」の要素は、「本協定の検討に由来する」ことが明らかにされている (*Ibid.*, pp. 1102-1103)。
- (7) A. D. Ham, International Cooperation in the Anti Trust Field and in particular the Agreement between the United States of America and the Commission of the European Communities, *Common Market Law Review*, Vol. 30, 1993, p. 588.
- (8) クレイトン法第七A条を追加したハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法(一九七六年)については、国際商事法務第六巻一〇号に特集が組まれている。
- (9) International Antitrust Enforcement Assistance Act of 1994, reprinted at *U. L. M.*, Vol. 34, 1995, pp. 494-502. 米国政府は、同法に基づき、類似の法律(一九八七年の刑事事件共助法と一九九二年の取引規制共助法)を有するオーストラリアとの間で反トラスト執行共助協定を一九九九年四月二七日に締結している。
- (10) *O. J. Spe. Ed.*, 87.
- (11) 米国とカナダ間では、一九八五年の「刑事事件に関する法的共助協定」(*U. L. M.*, Vol. 24, 1985, p. 1092-1099)

に基づいて「消費者保護」に反する犯罪に関連した秘密情報を交換することができるようになった。実際、ファクス用感熱紙事件においては、当該協定に基づいて、米国とカナダの競争当局が証言の共同録取など合同審査を実施している。

(12) COM (94) 430 final, p. 617.

四 協定の運用

協定の実施情況は、委員会が毎年発行する「競争政策に関する報告書」の中で明らかにされている。ただ、その正式の実施が一九九五年四月まで遅れたために、現在までのところ、第一次⁽¹⁾（一九九五年四月一〇日―一九九六年六月三〇日）、第二次⁽²⁾（一九九六年七月一日―同年末）並びに第三次⁽³⁾（一九九七年一月一日―同年末）の報告書が提出されているに過ぎない。こうした短い期間ではあるが、これらの報告書を参照しながら協定の実施情況について検討したいと思う。

1 通報制度

当事者間では、協定の実施が司法審査のために中断されていた期間中も、OECDの勧告に基づいて通報が行われていた。そして、協定が理事会などによって承認された一九九五年以降については、協定とOECD勧告に基づく通報が区別なしに行われている。左の表は、一九九一年から一九九七年末までの期間中に両当事者間で行われた通報数を示したものである。ただ、これらの数字は通報された事案の数であり、すべての通報数を表して

相互間の通報

年	ECの 通報	米国政府の通報			合 併	
		FTC	司法省	合 計	E C	米 国
1991	5	10	2	12	3	9
1992	26	20	20	40	11	31
1993	44	22	18	40	20	20
1994	29	16	19	35	18	20
1995	42	14	21	35	31	18
1996	48	20	18	38	35	27
1997	42	12	24	36	30	20

European Commission, *XXVIth Report on Competition Policy, 1997*

いるわけではない。通報は、一つの事案で手続の段階別に行われる場合があり、例えば後述のボーイング社とマクドネル・ダグラス社の合併に際しては、委員会から総計七、連邦取引委員会から総計六の通報が行われている⁽⁴⁾。

表の右端の欄は、通報された事案の内で合併の占める件数を示している。それを見ると、相互に通報された事案の内の約半数が合併に関するものであることが分かる。しかも、ECからの通報については、その割合が一九九四年以降急速に増加しており、委員会の行った通報件数全体の約七割を占めるまでになっている⁽⁵⁾。

なお、上記の「透明性に関する声明」と「解釈声明」に従って、委員会が米国政府に行った通報と後者から受け取ったそのコピーが、委員会の競争総局（DG IV）から「利益に影響を受ける」構成国に送付されている。もともと、構成国に対しては、ほとんどの場合、OECDの勧告に基づいて米国政府から「直接」通報されており、一九九七年で見ると、米国政府は、イギリスに二四、ドイツに二一、フランスに一〇、オランダに九、デンマーク、フィンランド及びイタリアそれぞれに二、ス

ペインとポルトガルに各一の事案について通報を行っている⁽⁶⁾。

2 執行の協力及び調整

企業活動の国際化に伴い、同一の又は密接に関連した競争制限行為について両当事者が競合管轄権をもつ可能性が高くなっている。このような場合、それぞれの競争当局は、情報交換と協議を行った上で、その執行措置を可能な限り「調整」することになっている。かかる協力・調整のメカニズムは、ボーイング社とマクドネル・ダグラス社の合併とかマイクロソフト事件などの世界的に有名な競争法事案において、その有効性を試されることになった。

①合併に関する事案

合併案の審査に際しては、その競争制限効果を判断する前に、かかる効果が問題になる市場の範囲を特定しなければならぬ。この「関連市場」(relevant market)は、競争制限効果が発生する商品分野(商品市場 product market)とその効果が発生する地域(地理的市場 geographic market)から成り、調整作業ではこれらの市場の認定をめぐる議論が中心になった。後述するボーイング社とマクドネル・ダグラス社の合併の場合のように、関連市場について委員会と米競争当局が一致した時には調整が成功しやすいが、そうでない場合には調整もかなり難航する。例えば、ロッキード・マーチン(Lockheed Martin)社によるローラル(Loral)社の防衛・電子機器部門の吸収合併(一九九六年)においては、人工衛星の地理的市場が問題になり、委員会がそれを地球的と見なしただのに対して、米競争当局はそれを米国市場に限定した⁽⁸⁾。また、ティッシュ事業を営むキンバリー・クラーク

(Kimberly-Clark) 社、ハスコット・ペーパー (Scott Paper) 社という米企業間の合併（一九九六年）においては、両競争当局が商品市場と地理的市場の双方について一致できなかったために、それぞれ異なる是正措置を取るに至った。⁽⁹⁾

関連市場を特定した後は、その合併が「競争制限効果」を有するかどうかを判断しなければならない。この点に特に問題になったのは、民間旅客機製造部門で世界第一位のボーイング社による同三位（軍用機部門では世界第一位）マクドネル・ダグラス社（MDC）の吸収合併案（一九九七年）である。⁽¹⁰⁾ 一方で、米国政府特に国防総省は、当初からこれら米企業間の合併に賛意を表明していた。他方で、委員会は、ボーイング社が従来から民間旅客機製造の世界市場において占めてきた支配的地位がより一層強化される（ライバル企業は欧州のエア・バス社のみ）ことによって、欧州市場における有効な競争が実質的に阻害されるという調査結果を発表した。⁽¹¹⁾

米国の政府と議会は、委員会のこうした決定が「米国の国内問題への不当な干渉」にあたるとして強く非難した。⁽¹²⁾ そして、同年七月一日、連邦取引委員会は、この合併案を無条件で承認した。⁽¹³⁾ ところが、委員会の方は、同月一六日、あくまでこの合併案に反対する姿勢を鮮明にした。⁽¹⁴⁾ こうして米欧の対立が深刻化する中、クリントン米大統領と欧州各国首脳との電話会談、⁽¹⁵⁾ 司法省と委員会との協議、⁽¹⁶⁾ ボーイング社からの新たな改善策の提示などが行われた。その結果、委員会は、七月二三日、同社からの「申し出」⁽¹⁷⁾ (undertaking) の遵守を条件として、この合併案を承認するに至った。⁽¹⁸⁾ この事案は、巨大な民間航空機産業と重要な防衛・宇宙産業にかかわるものであったために、両競争当局の対立をそのまま放置すれば深刻な国際問題になったはずである。協定に基づく協力・調整メカニズムが、こうした事態の回避に役立ったことは間違いない。

なお、合併に関する協力・調整に関しては、両当事者の行政・審査手続がともに厳しい時間の制約を受けると

いう、合併に特有の問題が存在した。実際に報告書の中でも、この点が調整の隘路になったことが指摘されている。その典型的な事案は、チバ・ガイギー (Ciba-Geigy) 社とサンド (Sandoz) 社というスイス企業間の合併(二九九六年)である。この合併においては、委員会が理事会規則により一九九六年七月までに合併承認の可否を決定することを義務付けられていたのに対して、連邦取引委員会の調査が終了したのは翌年の一月三日であつた。⁽¹⁹⁾

②合併以外の事案

カルテル以外の競争制限行為に関する事案では、比較的スムーズな協力と調整が行われた。その成功例としては、一九九四年―一九九五年のマイクロソフト事件を挙げることができよう。⁽²⁰⁾ 当該事件においては、同社の作成した基本ソフト(OS)のMS-DOSとウィンドウズが大多数のパソコンにインストールされて販売されている点が問題になった。世界のOS市場における同社ソフトの占有率は、一九八五年からの一〇年間で実に七〇%にまで達していた。かかる独占的地位は、法的には、同社がパソコンメーカーと締結した長期の排他的ライセンス契約によつて築き上げられたと言われている。この契約には、マイクロソフト社がその独占的地位を利用した「パソコン一台毎の支払」(per processor license)条項と呼ばれるものが挿入されており、パソコンメーカーが他社のソフトをインストールしたパソコンを販売してもマイクロソフト社に一定の使用料を支払うことになっていた。その結果、パソコンメーカーとしては、他社のソフトを使用した場合、そのソフト会社とマイクロソフト社に対して二重に使用料を支払わなければならない(21) (double payment)、必然的に他社のソフトを敬遠するようになったわけである。⁽²¹⁾

こうしたマイクロソフト社の排他的取引行為に対して委員会と司法省が調査を開始したが、関係企業が両者間

での秘密情報の交換に同意したこともあって、相互の協力と調整は比較的小スームスに行われた。最終的に、米国では、マイクロソフト社がパソコンメーカーと上記のような排他的契約を結ばないことなどの約束を盛り込んだ同意判決によって事件が解決された。また、委員会の方は、マイクロソフト社のOSが事実上の業界標準（*de facto industry standard*）になっており、同社がこうした市場支配的地位を濫用してパソコンメーカーと締結した排他的契約などが競争者の市場アクセスを妨害していると認定したものの、マイクロソフト社から提示された「申し出」（右の同意判決とほぼ同じ内容）を最終的に受け入れるに至った。⁽²²⁾以上から、委員会の第一次報告書は、本件における両競争当局の協力を、協定に基づく「積極的な成果」の一つとして高く評価している。⁽²³⁾

3 消極的礼讓

消極的礼讓規定が援用された事例としては、次の二つの事案を挙げることができる。先ず最初は、前述したボーイング社とMDCの合併である。米国政府は、委員会がこの合併案に関する決定を下す際に米国政府の重大利益を考慮に入れるよう要請した。つまり、ボーイング社が軍用機生産部門で世界第一位（軍用品部門では第二位）のMDCを吸収合併することの問題点を指摘した異議告知書が委員会から送付されるや否や、米国の司法省と国防総省は、本合併が禁止されると自国の国防上の重大利益が侵害される旨の強い懸念を表明したのである。そこで、委員会は、異議告知書の中で指摘した軍事部門に関する異議を撤回し、本審査の対象を民間航空機部門に限定することを決定した。⁽²⁴⁾

次は、市場追跡調査業務で世界第二位の米IRI社（Information Resources Inc.）が、同一位の米ニールセン社（AC Nielsen Company）による支配的地位の濫用によって欧州市場への進出を妨げられたことを提訴した事件

である。⁽²⁵⁾ 本件では、ニールセン社が市場情報を得るために欧州各国の小売業者と締結した排他的契約とか同社が顧客との間で結んだ値引き・リベート契約が競争制限効果を有するかどうか問題になった。司法省は、調査段階から委員会と緊密な情報交換を行った結果、かかる競争制限行為のほとんどが「欧州において実施され且つ欧州に最大の影響を与える」ものであることを認め、本件に対する委員会の堅固な意志を確認した後は同機関に主導権を与えることにした。そして、委員会が一九九六年五月七日に異議告知書を送付して本件に関する本審査を開始した直後、ニールセン社から和解の意思が表明された。そこで、委員会は、ニールセン社との交渉を開始し、一九九六年一月二八日に同社から提示された「申し出」（上記のような競争制限行為を三年間停止する旨の約束）を承認するに至った。「後方に下がって委員会の調査結果を待つ」という姿勢を取っていた司法省は、かかる結果に満足し、その調査を終了した。⁽²⁶⁾

4 積極的礼讓

積極的礼讓規定が実際に援用された事例としては、司法省が一九九七年一月に本協定に基づいて委員会に審査を要請した事案がある。⁽²⁷⁾ この事案では、欧州のルフトハンザ、エール・フランス及びイベリア航空三社のコンピュータ予約制度「アマデウス」(Amadeus) が米国の航空会社を不当に排除しているかどうか問題になった。司法省は、かかる事案の審査を委員会に要請する際、米国のコンピュータ予約システム会社セイバー (Sabre Group Holding Inc.) から提出された書類等、その予備審査の過程で入手した証拠を委員会に送付している。ただ、この要請に対する委員会の対応については、まだ明らかにされていない。

協定の新機軸である積極的礼讓規定が適用されたのは、これまでのところ右の一件にとどまっている。その意

味で、当該規定は、とても活発に実施されているとは言い難い状況にある。委員会は、その主要な原因が当該規定の曖昧さにあると考え、本協定とは別に、このスキームをより明瞭にした協定を米国との間で締結する旨の提案を行った。かような提案は理事会の認めるところとなり、一九九六年一〇月二五日、米国政府との交渉を認めるマンデートが委員会に与えられた。⁽²⁸⁾ 委員会は、翌年の六月一八日にその協定案⁽²⁹⁾を採択し、それを理事会に送付した。そして、一九九八年六月四日、「競争法の執行への積極的礼讓原則の適用に関するECと米国政府間の協定」⁽³⁰⁾が両当事者によって署名され、その日に発効した。当該協定の意義は、概ね次の二点に集約することができよう。

先ず第一は、積極的礼讓規定の適用要件をより明確にしたことである。一方の当事者が他方の当事者に対して執行措置を取るよう要請するためには、競争制限行為が、①被要請当事者の域内でその全部又は実質的部分が行われたにも拘らず、要請当事者の利益に悪影響を与えること、②実行地である被要請当事者の競争法の下で許容されていないこと―の二要件が充足されていなければならない（第一条一項）。そして、第三条では、問題の競争制限行為が要請当事者の競争法に違反していることは必ずしも必要でなく、また要請当事者の競争当局が自らの競争法に基づく執行措置を開始又は企図しているかどうかは無関係であることが明らかにされた。

第二は、要請当事者に一定の抑制を求めたことである。一九九一年協定は、要請当事者が被要請当事者と同時並行的に執行措置を取ることができるかどうかについて明確に規定していなかった。そこで、第四条は、被要請当事者の競争当局が執行措置を取るまでの間、要請当事者は自らの執行措置を通常は「延期又は停止」することを「推定」される、とした。こうした推定は、競争制限行為が要請当事者の域内消費者に対して直接的、実質的且つ予見可能な影響を与えない場合、又はこのような影響があっても競争制限行為が主として被要請当事者の域

内で行われ且つ主にその域内に向けられている場合に適用される(同条二項)。委員会の説明によれば、これにより、EC側は、域内の競争制限行為が米国の消費者に影響を与えなかったり、域内に競争制限行為の「重心」(centre of gravity)が存在する場合、米競争当局が執行措置を「延期又は停止」することを期待できると言う。⁽³¹⁾ただし、同条は、かかる推定が要請当事者に対してどの程度厳格な抑止義務を課すのかという点について、かなりの曖昧さを残している。

5 情報の秘密

両当事者の競争当局は、協定の実施に際して、情報提供者から守秘義務に関するウェーバーをうまく取得できたであろうか。確かに、上記のマイクロソフト事件とかニールセン事件では、かかるウェーバーを取得することに成功し、そのことが協力手続のスムーズな機能に貢献したと言われている。そして、かかるウェーバーは、情報交換と紛争回避という点で双方の競争当局に恩恵があっただけでなく、関係企業にも利益をもたらしたことが指摘されている。⁽³²⁾関係企業としても、長期に亙る煩わしい調査と両当事者の競争当局による二重の是正措置のリスクから解放されることになるからである。

しかし、このような関係企業のメリットは、国際的な企業合併などには妥当するとしても、国際カルテルについてはほとんど当てはまらない。国際カルテルに参加した企業が、その秘密情報を他方の当事者の競争当局に提供することによって被るリスクを覚悟の上で、それに同意するとは考えにくいからである。⁽³³⁾実際に、これまでに情報提供が行われたカルテル事件はわずか一件にとどまっている⁽³⁴⁾(しかも、その情報は調査活動に直接基づかないために守秘義務を負わないものであった)。その意味で、特に国際カルテルについては、情報の守秘義務が「緊密

な協力の重大な障碍⁽³⁵⁾」になっていると言えよう。

- (1) COM (96) 479 final, 8 October 1996, in XXVIII Report on Competition Policy 1996, pp. 299-311 (hereinafter cited as 1st Report).
- (2) Ibid., pp. 312-318 (hereinafter cited as 2nd Report).
- (3) XXVIII Report on Competition Policy 1997, pp. 317-327 (hereinafter cited as 3rd Report).
- (4) 3rd Report, p. 321.
- (5) 合併に関して、委員会の通報事案数が米競争当局のそれよりも多いのには理由がある。合併に関する理事会規則第四〇六四号によると、先ず委員会は、その合併案が当該規則の対象に該当するかどうかの「予備審査」を行う。規則の対象になると判断された場合には、合併案が「共同市場との両立性に関し深刻な疑念を引き起こす」かどうかの概括審査が行われる。かかる疑念を引き起こすと判断された場合に漸く本審査に付されることになる。委員会からの通報は、上記の予備審査が終了しその結果がEC官報に公表された後に行われる。したがって、ECからの通報はかなり早い段階で行われ、委員会がその後の審査によって共同市場との「両立」性を宣言する可能性のある合併案でさえ米国政府に通報されるのである。1st Report, p. 301.
- (6) 3rd Report, p. 322.
- (7) Guinness 社とGrand Metropolitan 社というイギリス企業間の合併に際して、委員会と連邦取引委員会は、調査の開始以降何度となく接触（後者はECの合併規則に従って行われた聴聞にもオブザーバーとして参加）した結果、「関連市場」の定義について合意に達し、ほぼ同じ是正措置を取るようになった。Ibid., pp. 324-325.
- (8) 1st Report, p. 304.
- (9) Ibid., pp. 303-304. EC側の是正措置については XXVIII Report on Competition Policy 1996, pp. 182-183 22、また米国のそれについては公正取引第五四四号七三―七四頁に説明されている。
- (10) 両当事者の競争当局が本合併を巡って対立した背景には、急速に競争力を失いつつあったMDCの市場支配力に対する評価の違いがあった。本件をめぐる米・EC間の対立については、滝川敏明「グローバル経済化がもたらす合

併規則の新潮流―ボーイング・マクドネルダグラス合併を巡って―」国際商事法務第二五卷一〇号一〇四七―一〇五五頁を参照。

(11) 委員会は、五ヶ月に亙る調査の結果、①ボーイング社が従来から民間旅客機部門の世界市場において占めてきた支配的地位（航空機数で六四％、乗客数で六〇％）がこの買収によって著しく強化され（前者が七〇％、後者が八四％）、欧州航空市場についても向こう一〇年間でその三分の一を占めることが予想されること、②ボーイング社が航空会社と民間航空機の長期的独占納入契約を結ぶ能力がこれまで以上に高まること、③ボーイング社がMDCから取得する防衛・宇宙事業の技術が民間旅客機部門に波及効果を及ぼすことなどを懸念し、MDCの民間航空機部門DAC (Douglas Aircraft Company) について集中排除命令を発する意思のあることを米国政府に通報した (XXVIIIth Report on Competition Policy 1997, pp. 191-193)。委員会の異議告知書の概要とそれに対するボーイング社の反論については、公正取引第五六一号九三―九四頁を参照。

(12) 平成九年五月一三日付け日本経済新聞（夕刊）。

(13) 公正取引第五六二号八七―八八頁。

(14) 平成九年七月一七日付け日本経済新聞（夕刊）。

(15) 平成九年七月二三日付け日本経済新聞。

(16) 平成九年七月二五日付け日本経済新聞。

(17) ボーイング社から一九七七年七月二二日に提示された新たな申し出は、①アメリカン航空、デルタ航空及びコンチネンタル航空の三社と締結した長期独占納入契約の中で他のメーカーからの機体購入を禁止した条項（いわゆる独占条項）を凍結すること、②向こう一〇年間は、この三社以外の航空会社と新規の長期独占納入契約を結ばないこと、③MDCの民間航空機部門であるDACを向こう一〇年間は別個の企業として取り扱うこと、④国防総省と米航空宇宙局の援助を得て開発した民間航空機に使用可能な特許を他者にライセンスの形で供与することなどであった。

XXVIIIth Report on Competition Policy 1997, p. 193 及び公正取引第五六三号八〇―八一頁を参照。

(18) 委員会の正式決定は七月三〇日に行われた (No. 97/816, O. J. L 336, 8 December 1997)。当該決定の邦語訳は、

笠原宏「ボーイング／マグダネル・ダグラスの合併に対する欧州委員会決定について」公正取引第五七一号四七一五八頁を参照。

(19) XXVth Report on Competition Policy 1996, p. 314.

(20) 司法省は、競争法関係でこれまでに三回ほどマイクロソフト社を提訴している。一回目がOSに関連した本件で、二回目は同社が一九九五年の同意判決を遵守していないことを訴因とした一九九七年の提訴、そしてウィンドウズと同社の閲覧ソフトIE（インターネット・エクスプローラ）との抱き合せ販売を訴因とした一九九八年の提訴である。これら一連の訴訟については、松下満雄「マイクロソフト社の反トラスト法違反事件」国際商事法務第二六巻六号五七三―五八一頁、和久井理子「マイクロソフト社と米国司法省の係争について（上）（下）―ネットワーク効果と反トラスト法―」公正取引第五七七号・第五七八号所収を参照。

(21) XXIVth Report on Competition Policy 1994, pp. 119-120.

(22) *Ibid.*, p. 121.

(23) 1st Report, p. 306.

(24) 3rd Report, p. 323.

(25) XXVIIth Report on Competition Policy 1996, pp. 144-148.

(26) 2nd Report, pp. 314-315.

(27) 3rd Report, p. 318.

(28) XXVIIth Report on Competition Policy 1996, pp. 94-95.

(29) COM (97) 233 final, 8 June 1997.

(30) Agreement between the European Communities and the Government of the United States of America on the application of positive comity principles in the enforcement of their competition laws, O. J. L 173, 8 June 1998. なお、当該協定は、合併には適用されないことになっている（第二条四項a）。合併の場合には、両当事者の競争当局がそれぞれの合併規則によって手続的に厳しい時間の制約を受けるために、自己の執行措置を「延期又は停止」す

る時間的余裕がないというのが、その理由である。

(31) *COM (97) 233 final*, p. 7.

(32) *2nd Report*, p. 316.

(33) *1st Report*, p. 308.

(34) *2nd Report*, p. 315. 当該事案で司法省が委員会に提供した情報は、調査の過程で「職務上知り得た」ために守秘義務を負う情報ではなく、調査活動に直接関連していないために守秘義務に服さない情報 (background, non confidential information) — 調査の事実、調査の主題、対象企業名、提案された措置など — であった。

(35) Report of the Group of Experts, Competition Policy in the New Trade Order: Strengthening International Cooperation and Rules, *COM (95) 359 final*, 12 July 1995, p. 7. その邦語訳は「笠原宏「競争政策の国際的調和へのEUの取り組み—EU研究会報告書『新貿易秩序下における競争政策—国際的な協力とルールの強化—』について」公正取引第五四一号・第五四二号所収を参照。なお、情報提供については、米国に特有の司法取引（特に答弁取引）が行われた事案では、米国政府から委員会に提供される情報も制約を受けるという問題も指摘されている (*ibid.*)。

五 おわりに

本協定は、従来の独禁協力協定のような防御的、消極的性質の取極ではなく、国際的な競争制限行為を規制するための包括的且つ積極的な協力体制をビルト・インした新世代の独禁協力協定であった。そのような次世代性は、より明瞭且つ詳細な協力・調整の手続、利益衡量アプローチ（礼讓分析）における共通の関連要素の採用、本協定の新機軸である積極的礼讓原則の導入などに見い出すことができる。これらは、一九九五年八月に米国と

カナダ間で締結された独禁協力協定と一九九九年三月一五日に米国とイスラエル間で締結されたそれだけ⁽¹⁾でなく、近い将来に締結が予定されている日米間、E C・カナダ間などの独禁協力協定にも包含される可能性が高い。本協定は、こうした第二世代の独禁協力協定の嚆矢又は発展モデルとして位置付けることができる⁽²⁾。

もっとも、本協定にもいくつかの問題点が存在している。ここでは、本稿の中で指摘した主要な問題点を二点ほど挙げることにしよう。その一つは、競争上の情報の守秘義務が両当事者間の「緊密な協力の重大な障碍」になっていることである。ただし、米国については、一九九四年の「国際反トラスト執行援助法」によって、司法長官と連邦取引委員会が一部事項を除く情報を相互主義に基づいて外国の競争当局に提供できることになった。したがって、E Cの側でそれに照応した措置を取ることができれば、このような隘路がある程度克服できるかも知れない。もう一つは、本協定の最も重大な革新である積極的礼讓に関する規定が十分に活用されておらず、それを援用した事案がわずか一件にとどまっていることである。もっとも、こうした情況も、一九九八年に両当事者間で締結された新協定によって今後改善される可能性がある。

さらに、本協定には、それに固有の問題というよりも、国際的な反トラスト規制の現状に由来する本質的な「限界」が内在していることに留意しなければならない。そのような現状とは、各国の競争法と競争政策にかなりの懸隔が存在し、同時に競争管轄権を各国に配分する明確な国際法規則も存在していないという情況である。本稿の最後に、かような現状に起因する本協定の限界を二つほど指摘しておきたいと思う。

先ず第一は、本協定に盛り込まれた国際礼讓原則の脆弱な法規範性である。伝統的な国際法において、国際礼讓 (comitas gentium, la courtoisie internationale) の概念は、「相互交流において諸国家によって遵守される礼儀、便宜及び誠意の規則」⁽³⁾ (オッペンハイム) とか「単に儀礼的、便宜的又は伝統的な考慮」の動機に基づいた社会規

範の一種⁽⁴⁾(北海大陸棚事件判決)に過ぎず、一般的に「法的拘束力を持たない」と考えられてきた⁽⁵⁾。本協定の第五條と第六條は、それを実定法化(条約規則への転化)したものであり、國際礼讓の原則に法的拘束力を付与したことになる。しかしながら、これらの規定は、前記のような現状に鑑み、國際礼讓原則から逸脱する最終的権限を各当事者に留保したままである。その意味で、両規定は、決して強制的(imperative)なものではなく、いわゆる逃避条項(escape clause)に基づき「国家の独自行動の自由」を残した努力規定に近い性質のものと言えよう。⁽⁶⁾

第二は、本協定があくまで紛争の回避(avoidance)を目的としているに過ぎないという点である。⁽⁷⁾本来であれば、かかる協定には、その実定規定の解釈適用に関する紛争解決手続が盛り込まれていなければならない。しかしながら、実定的な競争規則の内容については、両当事者間で今なお合意に至っていない。そのために、本協定は、両当事者の競争法と競争政策に一定の齟齬があることを前提とした上で、それらを執行レベルで調整する手続を定めることによつて競合管轄権に起因した紛争の発生を未然に防止するというスキームを採用せざるを得なかったのである。この点では、従来の独禁協力協定と何ら変わりはないと言えよう。⁽⁸⁾

もっとも、本協定を初めとする新世代の二国間(二辺的)独禁協力協定の役割は、多数国間条約に基づいた競争國際法が起草されるまでの単なる対処療法にとどまるわけではない。各国競争法の執行面での積極的な調整を通じて、それらの内容面での接近引いては将来における國際競争法の定立に必要な「信頼の雰囲気」の醸成を期待できるからである。⁽⁹⁾したがって、本協定を含む第二世代の独禁協力協定が有効に機能するかどうかは、将来における國際競争法の成立を左右するほどの重要な意味を有していると言つても過言ではなからう。⁽¹⁰⁾

(1) 公正取引第五八三号七二頁。

- (2) *COM (95) 359 final*, p. 14. もつと、豪・ニュージーランド間の独禁協力協定には、各競争法の調和、一定の事案に関する単一の管轄権への統合、他方の当事者による排除措置の自動的執行など、礼讓原則を越えた協力体制が採用されている。 *Ibid.*, p. 15.
- (3) L. Oppenheim, *International Law*, 8th ed. i, 34, note 1.
- (4) *I. C. J. Reports*, 1969, p. 45.
- (5) 米連邦最高裁判所は「いわゆるヒルトン事件 (Hilton v. Guyot) 判決の中で、礼讓の曖昧な法的性質について、次のように述べている。」「法的意味での礼讓は、一方で絶対的義務の問題ではなく、他方で単なる儀礼と善意の問題ではない」と。 *159 US 113 (1895)*.
- (6) William K. Walker, Extraterritorial Application of U. S. Antitrust Laws: The Effect of the European Community-United States Antitrust Agreement, *Harvard International Law Journal*, Vol. 33, 1992, p. 590.
- (7) *COM (95) 359 final*, pp. 14-15.
- (8) キャンベルは「一九六九年米加了解の通報・協議手続に関して、次のように述べている。当事国間に競争政策に関する根本的相違が見られる状況においては、それが「複雑骨折にアスピリンで対処しようとする」もので、「アスピリンは確かに痛みを取る」ことができるが決して現実には問題の根本に到達できない」と。 B. R. Campbell, The Canada-United States Antitrust Notification and Consultation Procedure, *Canadian Bar Review*, Vol. LVI, 1978, p. 494.
- (9) *COM (95) 359 final*, p. 12.
- (10) OECDの競争政策委員会は「各国の競争政策を調和するために各国競争法の比較検討を行ってきたが、多様な各国競争法を「収斂」させることを企図したものではなかった。そこで、今後、注目されるのはWTO（世界貿易機関）の「貿易と競争政策の相互作用」に関する作業部会の動向である。同作業部会で貿易に関連した競争制限に関する協定文が起草されることを期待したいが、米国は、競争政策のテーマをWTOで取り上げること自体に強く反対している。司法省反トラスト局によれば、その理由は、①全ての国家が競争ルールについて合意することは困難であり、

仮に合意できたとしても実効性に乏しいミニマム・スタンダードにとどまることが予想されること、②WTOの紛争処理手続は、国家の訴追裁量権とか法的意思決定権といった国家主権を侵害すること、③WTOのパネルは高度の企業秘密に係る審査をするのに不適切であること、の三点にある（クライン反トラスト局長代行の発言）。公正取引第五五五号所収。

〈追記〉

EC・カナダ間の独禁協力協定は一九九九年六月に、日本・米国間のそれは同年一〇月七日に締結された。